子どもたちの健全育成のための「学校警察連携制度」について(お知らせ)

日頃から本市の学校教育に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、逗子市教育委員会では、各小・中学校において、子どもたちの健全育成に向けて、家庭 や地域、関係機関と連携し、より良い環境づくりに取り組んでおります。しかし、子どもたちを 取り巻く社会は、児童虐待・薬物乱用・暴力・いじめ・不良行為など複雑化・深刻化している状 況が見られ、学校・家庭・地域の連携と協力だけでは解決が困難なケースもあります。

そこで、教育委員会では、子どもたちの「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的とし て、神奈川県警察本部との相互連携を行うため、平成 27 年 11 月より「学校警察連携制度」を 運用しております。

これに基づき、学校・家庭・警察が一体となった、充実した支援体制を構築し、子どもの健全 育成を推進してまいります。

学校警察連携制度による支援について

- *学校や家庭が繰り返し指導を行っても改善が見られず、解決の糸口が見つからない事案で、 警察のもつ専門性が支援・指導に有効であるとした場合、教育委員会と校長の協議のうえ、 本連携制度を使うこととなります。
- *学校と警察が連携した場合も、あくまで指導・支援の主体は学校となります。

◇連携が必要とされる場合とは

- ・警察の専門的な知識が支援に効果がある場合(少年相談・保護センターでの相談・支援など)
- ・児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合
- ・ 警察による保護や安全確保が必要と判断される場合

◇情報提供する事案例として

- いじめ、児童虐待に関すること
- ・犯罪行為に関すること・非行集団に関すること
- 薬物等に関すること
- ・児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのあること

相互連携の内容と方法

- *学校・警察での支援が必要な場合は、児童生徒の氏名や生年月日、事案の概要など必要最 低限の情報(個人情報も含む)について、『児童・生徒の健全育成を推進する連絡票』を使用 して情報の共有を行います。(原則として、当該児童生徒・保護者には通知します。)
- *『児童生徒の健全育成を推進する連絡票』は作成日の一年後の年度末まで保存します。

◇連絡票の内容

〇児童生徒の氏名・住所

○事案の概要

○事案に対する支援状況 等

今後も子どもたちの健全育成のために一層の努力をするとともに、家庭・地域等とのさらな る連携を深めてまいります。

引き続き、保護者の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 逗子市教育委員会

学校教育課 担当:藤瀬 電話 873-1111(代表)